

令和8年度藤枝市保育所等おむつ収集運搬業務委託契約書

委託者藤枝市(以下「甲」という。)と、受託者_____ (以下「乙」という。)との間に、藤枝市内の対象保育所等から排出される使用済みおむつの収集運搬業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、藤枝市内の対象保育所等から排出される使用済みおむつの収集運搬業務(以下「収集運搬業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(収集運搬業務)

第2条 本契約における「収集運搬業務」とは、甲が、市内の幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業所のうち別表1に掲げる施設(本契約において「対象保育所等」という。)から排出される使用済みおむつを甲及び対象保育所等の指示に基づき収集し、甲の指示する場所に運搬する業務をいう。

2 前項の規定により乙が収集運搬業務を行う月日は、別表2の定めるところによる。

(作業基準)

第3条 乙は、収集運搬業務を行う際は、乳幼児が在園する施設であることを鑑み、特に安全確保に努めるとともに、甲及び対象保育所等の指示に従い排出される使用済みおむつを収集し、運搬にあたっては、積荷が散乱しないように運搬し、その清潔保持に努め、対象保育所等及び市民に迷惑を及ぼすようなことをしてはならない。

2 乙は、廃棄物の収集運搬に係る関係法令を遵守するとともに、交通法規を遵守し安全確保に努めるものとする。

(契約の期間)

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は年額金 _____ 円(うち消費税額 _____ 円を含む。)
(ただし、月額委託料は別表3のとおり。)とする。

(契約保証金の免除)

第6条 藤枝市財務規則第149条第1項第3号により契約保証金は、免除とする。

(報告・支払)

第7条 乙は、毎月の収集運搬業務にかかる実績を別に定める報告書により翌月5日までに甲に報告し、第5条に規定する各月の委託料に係る請求書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による請求書を受けたときは、当月末日までに乙に支払うものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、収集運搬業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(金品請求等の禁止)

第9条 乙は、本業務を行うことを理由に、処理手数料等その他名目のいかなるを問わず、対象保育所等に対し金品を請求し、又は受領してはならない。

2 甲は、本業務に従事させる従業員に不相当と認める者があるときは、その従業員の交代について乙に協議を求めることができる。

3 乙は、前項により甲から従業員の交代について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 乙は、収集運搬業務に関する作業日誌、経理簿その他関係書類を整理し、甲の請求があるときは当該関係書類又はその写しを甲に提出しなければならない。

(委託業務の停止)

第11条 乙がこの契約の各条項に違反し、甲が警告を発したにもかかわらず、なお違反行為を行ったときは、甲は乙に対し期間を定めて、本業務の停止を指示することができる。この場合、乙はこの契約に基づく収集運搬業務を行ってはならない。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料、又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、甲の定める様式により変更業務委託契約を締結するものとする。

(受注者の責務)

第13条 業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定)第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施にあたり知り得た相手方及び対象保育所等の機密事項を契約期間中であると、契約終了後であることを問わず一切他に漏洩し、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 甲は、対象事業所等が希望するときは、対象保育所等の鍵等を乙に貸与させるとともに、貸与にかかる文書を締結するよう指示するものとする。

(個人情報保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記仕様書」を守らなければならない。

(確約事項)

第16条 甲に対し、乙は、藤枝市暴力団排除条例(平成24年藤枝市条例第40号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係企業等」という。)でないことを確約する。

(不当介入を受けた場合の措置)

第17条 乙は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに市への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(受注者の法令上の責任)

第18条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)、の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は対象保育所等の建造物、器物等(第三者の所有にかかる展示物等を含む。)を滅失若しくはき損したとき又は甲に損害を与えたときは、乙の負担において、甲の指定する期限までに現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の履行につき第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに甲にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。

(損害賠償金の委託料への充当)

第20条 この契約に基づき、甲が損害の賠償を受けることになった場合において、甲は乙に支払うべき委託料をその損害賠償金の全部又は一部に充てることができる。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第21条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(契約の解除)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務が履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 1 号から第 3 号までに定める委託の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 乙が、暴力団関係企業等であることが認められたとき。
- (4) 前 3 号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 甲が、前項の規定により当該契約を解除した場合は、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。また、解除により甲に損害が生じたとき（甲の責に帰すべき原因による場合を除き）は、乙は甲にその損害の賠償をしなければならない。

（契約の履行）

第 2 3 条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの委託契約を忠実に履行しなければならない。

（協議）

第 2 4 条 この契約に定めのない事項については、甲・乙両者誠意をもって協議するものとする。

令和 年 月 日

甲 藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号

藤枝市

藤枝市長 北 村 正 平

乙